

令和3年度 吹田市

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針

令和3年3月作成

吹田市高齢者フレイル等予防推進事業準備会

1 方針策定の趣旨

本方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定及び大阪府後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、吹田市における高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の在り方について定めるものである。

2 基本方針

吹田市は、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう、大阪府後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、高齢者の健康の保持増進のため、以下の事業を実施する。事業の実施に当たっては、各地域特性や健康課題、高齢者一人ひとりの状況の把握に努め、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険、健康づくり等に携わる庁内関係部局が相互に連携して一体的に取り組む。

3 実施事業

- (1) 事業の企画・調整等
- (2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- (3) 医療関係団体等との連絡調整
- (4) 高齢者に対する支援内容
 - ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)
 - イ 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

4 事業実施体制

- (1) 3に記載の事業(1)～(3)を実施するため、当該業務に従事する医療専門職及び事務職を配置する。ただし、当該業務の一部について、関係部署の職員等と適宜分担して実施する。

| 配置部署 (役職名) | 職種 | 人数 | 期 間 | 関係部署 |
|------------------|-----|----|----------------------|-----------------------------|
| 福祉部高齢福祉室 (未定) | 保健師 | 1名 | 令和3年4月から 令和4年3月まで | 健康医療部国民健康保険課 健康医療部保健センター |
| 福祉部高齢福祉室 (未定) | 事務職 | 1名 | 令和3年4月から 令和4年3月まで | 健康医療部健康まちづくり室 |

(2) 3に記載の事業(4)-ア、イを実施するため、当該業務に従事する医療専門職を、次の日常生活圏域に配置する。また、当該業務について、高齢福祉室支援グループ、保健センターと連携して実施する。

| 日常生活圏域 | 事業名 | 配置部署(役職) | 職種・人数 |
|--|--------------------------------|------------------|--------------------------|
| | 事業区分 | 雇用/実施形態等 | 期間 |
| JR以南 片山・岸部 豊津・江坂・南吹田 千里山・佐井寺 山田・千里丘 千里ニュータウン博阪大 | 吹田市フレイル等予防栄養相談 | 大阪府栄養士会 | 管理栄養士 |
| | (4) ア | 委託 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日まで |
| | 健康状態不明者アウトリーチ | 福祉部高齢福祉室 (係員) | 保健師・1名 |
| | (4) ア | | |
| | 通いの場における低栄養リスク チェック・低栄養予防教育 | | |
| | (4) イ | 会計年度任用職員 | 令和3年4月1日～ 令和4年3月31日まで |
| | KDB データを活用したフレイル 等予防研修会 | | |
| | (4) イ | | |
| フレイル予防健康相談会 | | | |
| (4) イ | | | |

5 事業実施内容

(1) 事業の企画・調整等

庁内外の関係者と連携し、事業全体の企画・調整・統括、事業計画の策定、進捗管理、事業評価を行うとともに、関係者間の情報共有を行う。

(2) KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

KDBシステムのデータのほか、本市(町村)が所有する医療・介護・福祉に関する情報を活用し、重点課題を整理・明確化するとともに、支援すべき対象者を抽出する。

(3) 医療関係団体等との連絡調整

地域の医療関係団体等と、事業の企画段階から課題の共有、相談を進めるとともに、事業の実施後においても実施状況等の報告を行う。

(4) 高齢者に対する支援内容

ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

(ア) 吹田市フレイル等予防栄養相談

大阪府栄養士会に委託し、介護予防事業や通いの場等で把握した低栄養等のリスクの高い方を対象とした管理栄養士による個別相談を実施。相談期間は概ね3か月間で、面接相談2回、電話相談1回、文書送付1回を実施する。

(イ) 健康状態不明者アウトリーチ

KDBシステム等から抽出した、年度末で満79歳となる医療や介護サービス等につながっておらず健康状態が不明な高齢者に対し、保健師がアウトリーチ支援（訪問）を行い、受診勧奨や必要な医療やサービス利用支援等を実施する。

イ 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

(ア) 通いの場における低栄養リスクチェック・低栄養予防教育

高齢福祉室介護予防担当職員及び地域包括支援センターと連携し、介護予防教室参加者や、いきいき百歳体操活動支援対象グループに低栄養リスクチェック・低栄養予防教育を実施する。

(イ) KDB データを活用したフレイル等予防研修会

高齢福祉室介護予防担当職員と連携し、KDB データを活用した研修会を実施。各圏域の健康課題について市民と共通認識を持ち、課題解決に向けて市民や関係機関等と協働で取り組む環境づくりを行う。

(ウ) フレイル予防健康相談会

地域包括支援センター等と連携し、各圏域の実情に応じて、高齢者が多く集まる場所で健康相談会を実施。高齢者の健康に関する相談や不安等について日常的に気軽に相談が行える環境づくりを行う。必要に応じて、後期高齢者医療健康診査の受診勧奨やフレイル予防の普及啓発活動、介護予防事業で実施している通いの場等への参加勧奨を行う。

6 個人情報の保護

事業実施に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2、第125条の3、第125条の4の規定に基づき、効果的かつ効率的な事業実施に必要な個人の医療・健診・介護等の情報を活用することができるが、個人情報の取扱いに関して関係法令及び吹田市個人情報保護条例、「後期高齢者医療広域連合と国保保険者と介護保険者における国保データベースシステムを利用した帳票データの作成及び提供に関する契約書」等を遵守し、以下のとおり、個人情報保護対策を講じるものとする。

(1) 本市内部での取扱い及び広域連合との情報授受

ア 対象となる情報

(ア) 広域連合から提供される情報：KDBシステムに掲載されている被保険者の医療・健診・介護等の情報であって、厚生労働省令で定めるもの（未発出）。歯科健診等その他の必要な情報については別途協議のうえ決定する。

(イ) 本市の関係部署が保有する、当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報

イ 広域連合からの提供・取扱方法

(ア) 本市・広域連合・国保連合会におけるKDBシステム突合契約に基づき、KDBシステムにより提供される。

(イ) 予め広域連合へ届け出たデータ管理者及び担当者が個人情報を取り扱い、データ管理者はデータの適正な管理を図るため必要な措置を講じる。

ウ 各部署間の情報授受・閲覧方法

高齢福祉室職員がKDBシステムを閲覧する場合は、国民健康保険課の端末を利用する。その他、各部署間の情報授受については、吹田市情報セキュリティポリシーを遵守する。

エ 個人情報を含むデータの保管

吹田市情報セキュリティポリシーを遵守する。

オ 従事者に対する教育及び監督の実施

業務に従事する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施する。

カ 広域連合への報告

広域連合から求められたときは、個人帳票データの利用状況を報告する。

(2) 本市から関係機関等への委託

事業の一部を関係機関又は関係団体に委託する場合は、事業の実施に必要な範囲内において個人情報を提供するものとし、市は委託先事業者に別紙「秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書」の提出及び誓約書記載内容の遵守を求め、適切な管理が行われるよう監督する。委託した関係機関等から他の関係機関等への再委託については認めない。

(3) ボランティア参加者への情報提供

ボランティア参加者が事業運営に参画する場合は、原則として個人情報を提供しないよう留意する。事業運営上、必要不可欠である場合には、最小限度での提供とし、ボランティア参加者に対してあらかじめ個人情報の取扱いに関する研修を実施する。